

資料 2

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）修正の概要

項目	修正後頁	具体的内容
1 原子力災害対策指針の改正及び国の防災基本計画の修正		
①甲状腺被ばく線量モニタリングの実施について	P44、151 他	甲状腺被ばく線量モニタリングの実施について記載されたため、それに関する諸整備、実施タイミング等について記載。
②防災業務関係者の放射線防護対策に関する修正	P156、157 他	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護対策の対象とする防災業務関係者が被ばくの可能性がある環境下において緊急事態応急対策に従事する者とされたことについて修正。また、併せて被ばく線量の管理について電離放射線障害防止規則が改正されたことに伴い、県における線量の指標を規則に準じる形で修正。 ・民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請した組織は、当該民間事業者等が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するとされたことから、県として実施を要請する際の被ばく線量の目安について、現在、民間事業者と結んでいる協定の線量に基づき記載。
③個別避難計画について	P51	個別避難計画が努力義務化され、原子力災害においても作成することが必要になったことから、作成するにあたり一般災害とは異なる点について記載。
2 その他		
①指定避難所の運営・管理 等	P53、88 他	福島県地域防災計画（一般災害編）の修正があった点等を併せて修正するもの。
②職員の配備基準の明確化	P15、77 他	今まで運用で行っていた職員の配備基準について、実態に即して原子力災害の警戒事象に応じて体制を取ることにについて記載。
③その他	P16 他	関係市町村等の略語についての規定等、用語について一部修正を行ったもの。

